

仙台白百合女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2020(令和2)年度大学評価の結果、仙台白百合女子大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2021(令和3)年4月1日から2028(令和10)年3月31日までとする。

II 総評

仙台白百合女子大学は、建学の精神及び大学の教育の理念に則り、「設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、人間の理解と援助・社会変化への積極的対応を常に心がけ、広く人類の福祉に貢献しうる人材を養成すること」を教育理念としている。また、大学の目的は、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいて女子の高等教育を行うこと」と定めている。

中・長期の教育・研究と管理運営等のビジョンを明確にし、大学が掲げる目標に向け、教育・研究活動及び管理・運營業務を行ううえで、定期的な自己点検・評価の取組みを踏まえ、継続的かつ自主的・自立的に改善し向上させていくために「中期目標・計画」を策定している。

内部質保証については、2019(令和元)年度より新しい体制のもとで行われているが、その中心となる「学科長会」が、内部質保証推進組織としての機能を果たせておらず、内部質保証の体制や仕組みも十分に整備されていない。教育の充実と学習成果の向上に向けて、内部質保証システムを見直すとともに、有効に機能させることが求められる。

教育においては、大学の目的と4つの学科それぞれの理念を踏まえ、学部そして学科ごとに、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、それに基づいて、建学の精神に関する科目を含めた基礎・教養科目から専門科目や資格科目を学べるように配慮した教育課程を編成している。また、演習・実習、フィールドワーク、インターンシップ等の、学内外での体験と実践を通じた能動的・自律的な学習機会を用意している。初年次教育の基礎としての「共通基礎演習」においても、学科の枠を超えて学生が主体的に考える力や表現する力を身に付けるようプログラムを実践している。

その一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。教育については、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えた履修登録学生が相当数みられるため、単位制度の実質化を踏まえた見直しや、学生の学習成果を多様な方法や角度から測定するために

更なる取組みが必要である。そのためにも、教育課程及びその教育内容と方法に関し、定期的に点検・評価を行うための仕組みを整備することが望ましい。

また、学生の受け入れについては、定員を充足できていない学科がみられるため、定員管理を適切に行うことが求められる。

こうした課題を改善し、今後は、建学の精神及び大学の教育の理念に基づいた教育研究活動を推進していくためにも、不断に自己点検・評価を行い、内部質保証システムの体制整備と強化により、その実効性を高めることが期待される。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

仙台白百合女子大学の教育理念は、「設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、人間の理解と援助・社会変化への積極的対応を常に心懸け、広く人類の福祉に貢献しうる人材を養成すること」と定めている。

大学の設立目的については、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいて女子の高等教育を行うこと」と定めており、大学の理念と目的には整合性がみられる。また、人間学部の各学科（人間発達学科、心理福祉学科、健康栄養学科、グローバル・スタディーズ学科）の教育研究上の目的は、それぞれ教育、心理と福祉、健康と栄養、国際的な共生社会における他者・異文化理解を教育研究の中核に置いて、特色を生かした人材を育成するよう、適切かつ明確に定めている。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的、各学科の教育研究上の目的は、それぞれ学則に定めている。また、それらを『学生便覧』、大学案内、ホームページ等に明示することで、教職員や学生への周知を図っている。さらに、学生に対しては、共通科目「キリスト教教学Ⅰ・Ⅱ」及び「人間論」（1年次～4年次）を必修科目とするほか、年間を通して修養会、バイブルサービス、アドベントの集いなどの宗教的行事を実施し、キリスト教精神を培うことを通じて教育理念の周知に努めている。

一方、社会一般に対しては、大学の理念・目的及び各学科の目的をホームページで公開するとともに、受験生や保護者に対しては「学生募集要項」や「保護者のためのガイドブック」にも記載することにより、十分周知している。さらに、付設のカトリック研究所による研究会（年4回）や公開講座（年1回）に加えて、毎年キ

キャンパス内でクリスマスミサ（クリスマス会）を開催しており、それらを通じて宗教的理念や精神の周知に努めている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2010（平成 22）年代に入って、理念・目的を含めた大学のあり方を総合的に見直すため、学長の諮問機関として「将来構想やカリキュラムに関するプロジェクト」「中期プロジェクト委員会」「学科再編委員会」「入試戦略委員会」等を設置し、検討を行ってきた。その具体的な成果として、2013（平成 25）年度に現行 4 学科へと学科再編を行っている。

一方、中・長期の教育研究及び管理運営等のビジョンを明確にし、ガバナンスを構築して高等教育機関としての責務を果たしていく必要性から、2018（平成 30）年度より「内部質保証システム（2018（平成 30）年 9 月）」「施設整備に係る中期目標・計画（2019（令和元）年 2 月）」「中期目標・計画（2019（令和元）年 10 月）」を策定してきた。この中期目標・計画（2019（令和元）年度～2023（令和 5）年度）は、教育研究及び管理運営の全般についての目標と計画を定めたものであり、毎年度実施する内部質保証のための点検・評価を踏まえて見直しを加え、必要に応じて修正することとしている。

ただし、この中期目標・計画は全体的に抽象的であるため、数値目標や計画の年度展開などを明示することによって、より充実させることが望まれる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針については、「大学運営の基本方針等」における「内部質保証推進の全体的方針」に「建学の精神・目的が、これら 3 ポリシーを通して整合性をもって教育的に実践されているかどうかを検証し、大学としてふさわしい教育と研究の水準を担保することを目的に、内部質保証を推進する」と定めている。また、内部質保証のための手続については、2018（平成 30）年度に策定した「内部質保証システムについて」において、（1）内部質保証に関する方針と体制に関する事項、（2）中期目標・計画及び年度計画に関する事項、（3）教職員の能力の保証と開発に関する事項（評価と研修）、（4）教育研究活動に関する事項、（5）学修環境・学生支援に関する事項として取扱い事項を明示するとともに、その「担当部署等とサイクル」等を定めている。

内部質保証のための全学的な方針等については、教授会・職員全体会において学内に周知するとともに、ホームページ等において広く社会に公表している。

以上のように、内部質保証のための全学的な方針及び手続については適切に定め、明示している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の体制は 2018（平成 30）年度に「内部質保証システムについて」を策定した際に見直しており、内部質保証の推進の責任部署を当分の間、学長、学部長、各学科長及び事務局長で構成される「学科長会」とすると定めている。「学科長会」では、各部署から提出される部署別年次目標・評価書のうち、学長から諮問された全学的かつ喫緊の課題を取り上げて具体的提言を学長に上程している。

具体的には、内部質保証の各実施項目の担当部署長のもと、年次目標・評価書が作成され、定例的に又は随時、学長に報告されている。学長は、これを「自己点検・評価委員会」に示して意見を求めたうえで、各部署に目標設定の変更等についての指示を返すこととしている。各部署は学長の指示に基づき、次年度の目標を再検討して学長に再提出し、その結果をもとに、学長は年度ごとの内部質保証に関する重点項目を策定して「学科長会」に諮問している。「学科長会」では、その重点項目について、各部署からの報告内容の評価を行い、課題となる事項をとりまとめ、学長に提言している。

上記の新しい体制で実施する内部質保証と並行して、これまで自己点検・評価を担ってきた「自己点検・評価委員会」において、従来から実施していた各部署の検証業務を行うことで、二重の検証及び検討を行いながら、内部質保証の向上を図ることとしている。また、教授会と協議会においては、「学科長会」から内部質保証についての報告をうけてチェックする体制をとっている。

しかし、「学科長会議」を中心とした内部質保証体制と「自己点検・評価委員会」で行う恒常的な点検・評価の連関が認められないうえ、教授会と協議会についてもその役割や他組織との連携が明確になっていない。また、「内部質保証システムについて」では、「学科長会」が全学的な教学体制や業務実施部署等による P D C A システムを適切に機能させるなどとしているが、実質的には、大学の中期目標・計画に従い各部署から提出された年次目標を踏まえて重点事項を選定しているのみであり、実際の各部署に対する評価やフィードバック等は学長からなされている。したがって、「学科長会」の内部質保証活動への関与は間接的なものにとどまり、内部質保証推進組織としての実質を備えているとはいえない。また、「学科長会」の設置を定めている「運営組織規程」には「教員の研究に関する事項」「各学科の教育に関する事項」について協議することとなっており、内部質保証に関する内容が規定されていないため、今後、内部質保証体制の更なる整備及び運営の実態に合わせた規程等の改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針を策定するための全学的な基本方針としては、大学運営の基本方針等に「策定にあたっては本学の教育理念、教育目的を踏まえ、たうえで学位授与方針を設定し、次にそれと整合性を持たせた教育課程の編成・実施方針、更にその両方を実現化させるための学生の受け入れ方針を体系的に整える」と定められ、大学（学部）及び各学科の各方針は、この基本方針に基づいて整合的に策定されている。

内部質保証システムの有効性については、従来の「自己点検・評価委員会」による各部署の自己点検・評価への関与、指示等が、例えば「学生の受け入れの改善・向上」などの取組みに結び付けてきたものの、2019（令和元）年度から施行した内部質保証推進の体制に関しては、3つの方針に基づく各部署の教育活動の検証及び改善・向上の取組みをどのように運営・支援していくのか、明確ではない。内部質保証推進組織である「学科長会」の規程の整備も不十分であり、内部質保証の体制や仕組みを整備し、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。また、大学全体の目標・計画の策定を2019（令和元）年度に行ったばかりでもあり、今後、大学全体の方針と各部署の計画を体系的に連動させること、内部質保証推進組織が各部署の活動を継続的かつ有効に支援していくことなどを検討することが望まれる。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応としては、これまでに本協会からの「教員・教育組織」及び「学生の受け入れ」に関する改善勧告への対応等の例があり、「自己点検・評価委員会」の指揮のもと、「人事計画委員会」等の所轄部署、若しくは入試プロジェクト等の諮問会議を組成して対応が図られてきた。2018（平成30）年度以降に内部質保証の推進体制が導入されて以降の対応事例はまだないが、今後も内部質保証推進組織を中心として適切に対応していくことが望まれる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学の自己点検・評価については、ホームページに前回の本協会による大学評価（2013（平成25）年度）に係る自己点検・評価報告書及び大学評価（認証評価）結果、授業評価報告を公表している。それ以降の年度の自己点検・評価については、2019（令和元）年度以降、当該年度の自己点検・評価活動、内部質保証活動における重点事項を定め、「内部質保証に関する今年度の重点事項について」としてホームページに掲載しているが、その取組みの成果や評価等については現時点ではまだ掲載していない。

教育研究活動については、教員の自己点検表をホームページに掲載して公表している。

財務状況については、学報『リス・ブラン』に掲載するほか、学校法人・白百合学園のホームページにも掲載している。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の公表は概ね適切に実施しているが、大学の自己点検・評価活動に関しては、内部質保証活動を適切かつ恒常的に運営するためにも、継続的に公表していくことが望まれる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性についての定期的な点検・評価に関しては、「内部質保証システムについて」において、「学科長会」を担当部署として随時実施することを明文化した。これを受けて、2019（令和元）年度の「学科長会」において、内部質保証システムの有効性について検証している。

2017（平成29）年度までは、各部署が点検・評価を担っていた「自己点検・評価委員会」に部署別年次目標・評価書を作成し提出し、その後、「自己点検・評価委員会」によるチェックと問題点の指摘をもとに、次年度の年次目標を設定するための説明会を経て、各部署での年次目標の作成というサイクルで実施していた。

現在の内部質保証システムは2019（令和元）年度に施行したところであり、自己点検・評価結果に基づいて内部質保証システムの改善・向上に結び付けた実績はまだないが、今後も定期的に自己点検・評価を行っていくことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証を推進する組織である「学科長会」は、各部署等によるPDCAサイクル等を適切に機能させることが定められているものの、実質的な役割は各部署から提出された年次目標を踏まえて重点事項を選定することにとどまり、内部質保証推進組織としての機能を果たせていない。また、「自己点検・評価委員会」や協議会等、内部質保証に係る他の組織との連携のあり方も明確になっておらず、内部質保証の体制や仕組みが不十分であることから、これらを整備し、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的に基づき、人間学部において人間発達学科、心理福祉学科、健康栄養学科、グローバル・スタディーズ学科を設置しており、1学部4学科体制と

なっている。

附置施設としては、図書館、「地域貢献研究センター」「学修支援センター」などのほか、教育の基本理念であるキリスト教的価値観を涵養するためにキリスト教とキリスト教文化を総合的に研究している「カトリック研究所」、個としての人間及び社会的存在としての人間の発達に関して総合的かつ学際的に研究し、その成果を大学の教育と地域社会に還元するとともに、全国に発信することを目的とした「人間発達研究センター」、教育目的の実現と、主に国際交流を活発化するための「国際交流センター」、教職課程の改善及び充実を図るとともに、学生が将来、教員としての資質と能力を主体的に形成できるよう支援することを目的としている「教職課程研究センター」を設置している。

これらの附置施設等は、いずれも大学の理念・目的を内外に周知するとともに、各学科の教育研究上の目的をかなえ、学生の学習活動の支援・充実を図るために必要な機関であり、適切に設置しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の検証等については、従来、「自己点検・評価委員会」による部署別年次目標とそれに基づく活動の点検・評価として実施してきた。2019（令和元）年度からは、内部質保証の観点から「学科長会」による全学的な視点による点検・評価に取り組むこととしている。

また、設置している学科の再編等の設置者（法人）事項に関しては、学長を中心とした「学科再編会議」で審議を重ね、最終的には理事会審議を経て決定する手続をとっており、2013（平成 25）年度の学科再編や人間発達学科における小学校教員養成課程の設置につながっている。

以上のことから、教育研究組織の適切性について、点検に基づく改善・向上をめざした取組みを適切に行っているといえる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部・学科それぞれに、学位を授与するにあたり学生が身につけていることが期待される知識、技能、態度等を示した「卒業認定・学位授与に関する方針」を適切に定めている。人間学部としては、「建学の精神に則り、カトリック及びキリスト教について理解しており、その精神に基づいた世界観や人間観及び知識・能力を身につけていること」をはじめとする3つの条件を満たし、かつ、所定の単位を取得した学生に学位を授与することを示している。それに基づき、4学科でそれぞれの

分野の特性に応じた学位授与方針を定めている。

また、これらの方針を『学生便覧』や「保護者のためのガイドブック」に記載することにより、学生や保護者に周知するとともに、ホームページにも掲載することによって広く公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部・学科それぞれに、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育内容と方法についての基本的な考え方を明確に示した教育課程の編成・実施方針を定めている。人間学部としては、「本学の教育目標に基づく学びとして、学科の枠を超えて学部共通科目を設置する。この学部共通科目には、建学の精神に関する科目、基礎教育科目、教養共通科目、グローバル化に関する科目、キャリア科目を置いている。この科目群の中に、本学の初年次教育の主要な科目を配置し、キリスト教学や基礎教育科目としての基礎ゼミ、日本語表現、情報科目等を必修とする」ことをはじめとする6つの項目を示している。また、それに基づき、4学科においても、それぞれの教育課程の編成・実施方針を設定しており、これらの方針は「卒業認定・学位授与に関する方針」と整合している。

学部・学科ごとの方針はホームページにおいて公表し、『学生便覧』にも掲載することで周知に努めている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

人間学部の教育課程には、教育課程の編成・実施方針に沿った授業科目が適切に編成されている。学生が方針を理解したうえで勉学の計画を立て、授業の履修計画が立てられるようにするため、科目をナンバリングし、カリキュラム体系図やカリキュラムマップを作成している。学生は、主として1、2年次に「建学の精神に関する科目」を含む基礎・教養科目や英語等のグローバル化に関する科目について学んだ後、年次進行に従って各学科の専門科目や資格取得に必要な授業科目を学んでいけるよう学習の順次性に配慮されている。本教育課程では、演習・実習、フィールドワーク、インターンシップ等の学内外での体験・実践を通じて学生が能動的・自律的に学習する機会を設けている。

また、2019（令和元）年度より初年次教育として学部全体で「共通基礎演習」を行っている。この授業は、学科の枠を超えて学生を5グループに分け、アクティブ・ラーニングの手法を活用して、自律、理解、協力、表現、議論、主張などの力を育む内容となっており、今後の新しい授業のモデルとして期待できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

単位取得に必要な学習時間を確保して単位の実質化を図るため、全学科・学年においてCAP制を導入し、1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位に設定している。しかしながら、学習計画を提出し許可された学生については上限が64単位まで認められ、さらに、資格取得に関わる科目等については、この上限を超えて履修登録することが認められている。実際にも、特に健康栄養学科や人間発達学科では、相当数の学生の履修登録単位数が多くなっており、CAP制が十分機能しているとはいえない。また、2020（令和2）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、遠隔授業を採り入れたことにより、上限設定を外している。履修登録単位の上限設定以外の措置は設けていないことから、単位の実質化が図られているとはいえないため、改善が求められる。

学生が適切な学習を計画的に進めるためにはシラバスが重要であることから、大学として教員が必要事項を的確に記載し、充実を図るようファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修を実施している。しかし、単位制度の趣旨に鑑み、1単位について45時間の学習時間を確保するよう、シラバスにおける毎回の授業計画に予習・復習の学習時間を含めた必要な学習時間数を記載することにしているが、徹底できてはいない。

また、学生の主体的な学習を進めるため、履修順序、内容レベル、時間割編成に配慮するとともに、小規模大学であるメリットを生かして、少人数教育による授業の充実を図っている。各クラスのアドバイザー、各学科の教学委員、教務課職員等が学生からの相談に応じる体制を整え、学生が間違いなく必要な科目を履修し、取得を目指す資格や自身の興味に応じて個別の時間割を作成できるようきめ細かい配慮がなされている。さらに、2015（平成27）年度から教員と履修者間のコミュニケーションをより細かく図ることができる教育支援・管理システム（ゆりっぼ）が導入され、授業を効率的に進めるうえで多くの効果を上げている。

以上から、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価とそれに基づく単位認定に関しては、『学生便覧』にてその詳細を説明するとともに、「履修方法及び単位認定等に関する規程」においてその原則を明示している。各授業科目の成績評価については、各担当教員がシラバスに明記した評価方法に沿って成績を付し、学生が成績評価について不明な点や疑問があるときは、学生から「成績異議申し出」ができる制度を設けている。学生から申し出があった場合には、担当教員が成績について評価基準や評価の正当性を書面で学生に伝達することを義務付けており、この制度は、教員自身に成績評価の説明責任があることを意識付ける契機となっている。

なお、入学前に修得した単位の認定等に関しては、28 単位を超えない範囲で認定するとしている。また、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定については、外部団体が実施する語学能力試験の一定の点数の取得者に対して追認定している。

学位授与に関しては、卒業要件を『学生便覧』に掲載し、入学時以降、各学年のガイダンス等においても繰り返し学生に伝えている。また、学位認定（卒業判定）の審査は、学則に定める卒業要件に基づいて教授会で審議され、明確な手続によって客観的かつ厳格に行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

教育内容・教育方法・学生支援体制の改善に資するため、2019（令和元）年度より1年次生～4年次生の全学生を対象としてPROGテストを導入している。これにより、学生が入学時点の自分の能力を客観的に把握し、その後の大学の授業やその他の学習、キャリア形成にも役立たせるだけでなく、個々の学生が在学中、数回受験することによって、自己の成長を客観的に把握する機会となることが期待できる。また、国家資格の取得を重視し、実践的な専門職の人材育成を教育目標としている学科（心理福祉学科、健康栄養学科）では、国家試験の合格率を客観的な学習成果を測る指標の1つとして利用している。

しかし、PROGテストや国家試験の合格率等の指標は、学位授与方針に示した学習成果との連関が認められず、学生が修得すべき知識・知能・能力等の学習成果を客観的かつ十分に把握するまでには至っていないため、改善が求められる。また、国家試験については合格率が全国平均をかなり下回っている資格（精神保健福祉士）や、合格率の変動が大きく、年度によっては大きく低下している資格（管理栄養士）も見られるため、大学としては、これらの理由を明らかにしたうえで、合格率の向上を目指して学生を適切に指導することが望まれる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容については、教学委員会を中心に検討を継続している。特に、2013（平成 25）年度に現行の4学科に再編されたため、その完成年度である2017（平成 29）年度までの期間中に学内にカリキュラム改革推進のための特別委員会を設置し、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、カリキュラムの見直しを行った。

教育方法の適切性については、学生への授業アンケートを学期ごとに行っており、その結果を教育・研究推進委員会で分析・評価するとともに、全教員が学習到達目標の達成度を確認し、解決すべき課題や改善策・工夫などを記した「授業実践・

改善シート」を提出することにより、教育方法の改善に努めている。さらに、各教員の諸活動（「教育」「研究」「大学運営・支援」「社会貢献」「その他」の5領域）の一層の向上と大学の運営改善を目的に、教員活動自己評価制度を導入しており、同制度も教員自らの教育活動全般の見直しや改善に寄与している。

なお、教育課程における教育内容や方法の適切性については、各学科が責任部署となって定期的に点検・評価を行っており（ただし、学部共通科目については教学委員会が点検部署）、具体的な改善も図られている。さらに、カリキュラムやカリキュラム上の懸案事項については、教育・研究推進委員会が主体となって検討し、同委員会に設置された授業改善ワーキンググループが授業の質向上に努めている。

<提言>

改善課題

- 1) 単位の実質化を図る措置として、全学科において1年間に履修登録ができる単位数の上限を設定しているものの、学習計画を提出し許可された学生については上限が64単位まで認められ、さらに資格取得に関わる科目等については、この上限を超えて履修登録することが認められており、相当数の学生が年間に50単位以上を履修している。また、2020(令和2)年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、遠隔授業を採り入れたことにより、上限設定を外している。履修登録単位の上限設定以外の措置はないことから、単位の実質化が図られているとはいえないため、改善が求められる。
- 2) 2019(令和元)年度より全学年を対象にしたPROGテストを導入することにより、学生の学習成果を客観的に把握することを試みているが、学位授与方針に示した学習成果との関連が明確でなく、学位授与方針に示した学習成果を十分に測定できているとはいえない。各学科が学習成果を効果的に測定し、その結果を教育内容・方法の改善に生かしていくよう、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針は、「入学者に対する受入れ方針」として、大学の教育理念、各学科等の教育研究上の目的を踏まえた「卒業認定・学位授与の方針」と関連づけながら、学部及び学科ごとに、「求める学生像」並びに「高校時代に学んでおくべきこと」を示している。「求める学生像」には「建学の精神にもとづき、乳幼児期からの子どもの成長・発達の支援に強い関心を持ち、保育・教育の理論と実践について、旺盛な学習意欲を持つ学生を求めます」などの関心、意欲、将来の進路志望に関する内容を明記しており、「高校時代に学んでおくべきこと」に関しては高校

時代の学習目標を明記している。これらは、学生募集用のパンフレット、『学生募集要項』、そしてホームページにて公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

「入学者に対する受け入れ方針」を踏まえ、入学者選抜の制度としては、AO入学試験、推薦入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、姉妹校エンカレッジ入学試験、社会人入学試験等のさまざまな入学者選抜により学生募集に取り組んでいる。これらの入学者選抜においては、面接試験に関しては「面接評価表」を用意し、志願理由書等の書類審査に関しては点数化する項目と配点をあらかじめ定め、客観性のある選抜となるように心がけている。また、小論文や学科試験問題の作成においては、問題作成の際の留意事項とチェック要領を示したガイドラインを用意し、作問等の適切性に努めている。

さらに、入学者選抜全体については、その公正を担保するために学長、学部長、学科長、入試広報部長から構成される「入試調整会議」が設けられている。同会議は、「入試当日の入試本部体制の確立」「合否判定における調整会議の実施」等の、入学者選抜の実施から合否判定までの中核的な役割を担っており、全体について効果的に統括できるようになっている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学者確保の状況について人間学部人間発達学科及び同心理福祉学科で入学定員充足率の過去5年間の状況は低い状況が続いており、2019（令和元）年度には両学科の入学定員の削減を行った。しかし、健康栄養学科やグローバル・スタディーズ学科は概ね堅調に学生を確保できているものの、人間発達学科、心理福祉学科の収容定員に対する在籍学生数比率は低迷状態が続いている。

学科の改組や名称変更、また入学定員の削減、学生募集上のさまざまな工夫や改善に取り組んでおり、学生の受け入れに関しては一定程度の成果が見られるが、未だに人間学部はじめ、人間発達学科、心理福祉学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は低迷状態であることから定員管理を徹底するよう、是正されたい。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れに関する自己点検・評価について、入学試験や選抜方法の適切性についての議論・検証は入試広報委員会が行い、それを部署別年次目標・評価書と

して「自己点検・評価委員会」に提出している。2019（令和元）年度においては、内部質保証システムの面からも、学生確保の重要性から、学生の受け入れに関して「入試結果の分析」「オープンキャンパスの充実」「進学相談会への積極的参加」が「内部質保証に関する今年度の重点事項」とされている。このような自己点検・評価と内部質保証の体制を構築し、学生募集活動や入試制度や広報活動に関する見直しや必要な検討を行っている。

<提言>

是正勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、人間学部人間発達学科が0.65、同心理福祉学科が0.66と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、学士課程全体（人間学部）で0.78、人間学部人間発達学科で0.57、同心理福祉学科が0.62と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「大学運営の基本方針等」のなかに「キリスト教的価値に基づく本学の建学の精神・教育理念を理解し、それに協力できる者」「本学のポリシーや方針、規定、規則を遵守し、モラルをもって教育と研究に精進できる者」など、「求める教員像」として7つの事項を明示している。また、この「求める教員像」に先駆けて、教員活動自己評価制度を推進するにあたり「本学における望ましい教員像」が策定されており、「教育」「研究」「大学運営支援」「社会貢献」の4分野において、助教、講師、准教授、教授の職階ごとに教員として期待される取組みを示している。

「教員組織の編制方針」についても、「大学運営の基本方針等」のなかに、「本学の教育目標ならびに大学設置基準に基づいて適切に教員を配置する」「各学科の収容定員を考慮しながら、学生数に配慮して教員組織を編成する」、さらに男女比率、年齢層、職位、国籍のバランスの取れた教員組織とすることなど、5つの事項を明示している。

大学としての「求める教員像」と「教員組織の編制方針」は「大学運営の基本方針等」としてホームページに公表しており、方針を適切に明示しているといえる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員の昇格によって、2020（令和2）年度に大学全体としての必要な専任教員数

及び原則として必要な教授数のいずれも大学設置基準を満たしたものの、それまでは原則として大学全体で必要な教授数が3名不足しており、教授の確保が喫緊の課題となっていた。また、小学校教員免許課程で国語教育分野と教育相談分野の必要教員数が不足していた。教員配置の問題は、前回の本協会による大学評価においても、2012（平成24）年度の総合福祉学科では大学設置基準上必要な教授数が1名、2013（平成25）年度の大学全体として必要な教授数が3名、さらに、人間学部健康栄養学科において、厚生労働省の管理栄養士養成課程認可要件である臨床栄養分野の専任教員が1名、それぞれ不足と指摘されており、複数年にわたって大学設置基準等に抵触している状況は看過しがたい。これに対し、学長、学部長、各学科長、各学科の教員1名及び事務局長により構成されている「人事計画委員会」で検討を行い、特任教員の任用に関して「実務系教員枠」の設置や、「教員選考基準」の見直し等を行うことにより、任用・昇任基準の適正化を図って対応しているほか、教職課程の教員については、2020（令和2）年度に採用を行い充足している。今後は、大学設置基準や資格課程の必要教員数を超える教員の配置を計画的かつ継続的に配置できるよう、人事計画管理の整備が望まれる。

なお、専任教員一人あたりの在籍学生数については、教員組織の編制方針に「各学科の収容定員を考慮しながら、学生数に配慮して教員組織を編成する」とあるように、人数的に大学設置基準に照らしてゆとりをもった教員配置をしている。また、教員の年齢構成や男女比率については、概ね適切な数値となっている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇進に関しては、「教員人事選考規程」を人事関連諸規程の基幹として一連の手続を定めている。専任教員の採用と昇任については、採用は「人事計画委員会」においてその計画性と妥当性が審議され認められた後に、教授会に「教員選考委員会」が設置され、募集が開始される。応募者に対する審査については、「教員選考委員会」が、「教員選考基準」及び「教員選考基準の運用に関する申し合わせ」により審査することとなっている。審査結果は教授会に付議され、学長が可否を決定することとしている。なお、教員の募集にあたっては、ホームページだけではなく、国立研究開発法人科学技術振興機構の研究者人材データベースを基本としつつ、さまざまな方法・ルートにより公募している。

専任教員の昇任は学科長が昇任候補者を選出し、学科会の推薦ののち「人事計画委員会」に報告され、同委員会により教授会に教員選考委員会の設置が要請される。審査の一連の手続は採用人事と同様である。

また、「任期付教員から任期の定めのない教員への任用換えに関する規程」を制定し、任期の定めのある教員に対する任用替えの仕組みを整備している。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

FD活動については、以前より、教育・研究推進委員会の主催により全教職員参加型の「教職員合同研修会」が毎年組織的に行われている。研修テーマは「アクティブラーニング型の授業をデザインする」「科研費応募と研究倫理・公的研究費不正使用防止等の定例周知」など多岐にわたり、学内の役職者を演者に起用し、学外からは時機に適したテーマを設定し演者を要請する等、さまざまな工夫を凝らして実施している。

そのほかにも、教員の資質向上に係る取組みとしては、教員活動自己評価制度がある。各教員の一人ひとりが自らの研究について目標を設定し、その結果は業績評価を行うための情報公表の一部となっている。

また、科学研究費補助金等のための具体的な申請方法に関する研修会の開催や申請の奨励を行っており、申請数の増加にもつながっていることから、これらの取組みも適切に行っているといえる。

⑤ **教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教員組織の適切性に関しては、「人事計画委員会」が点検・評価に関する第一次的な所管委員会である。「人事計画委員会規程」では「当該年度の人事計画」「将来の人事計画」を審議すると定めており、前回の大学評価で指摘された設置基準に対する教員数不足の解消に重点をおき、点検・評価を行っている。

今後は、大学評価で指摘された教員数不足の解消だけでなく、教員組織の編制方針に基づいた教員組織となっているかを定期的に点検・評価するとともに、教員組織の質的、量的な拡充を図り、計画的に人事を進めていくことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

① **学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。**

学生支援に関する大学としての方針については、「大学運営の基本方針等」において、「学生支援方針」として定めており、大学の教育目的・教育目標を実現するためはもちろんのこと、母体となる修道女会の「一人ひとりを大切に」という精神に則り、きめ細かく支援を行うこととしている。「学生支援方針」は、「修学支援方針」「学生生活支援方針」「キャリア形成支援方針」の3つから構成されており、それぞれの目的を以下のように掲げている。「修学支援方針」においては、大学において提供される教育内容を全ての学生が享受し、主体的・継続的に学修することが

できること、「学生生活支援方針」においては学生が充実した学生生活を送ることができること、そして「キャリア形成支援方針」においては一人ひとりの学生がその個性と才能を発揮できる社会人になることを目途としている。

これらの方針は、ホームページを通じて広く社会に公表している。また、学生、教職員に対しては、『学生便覧』において、具体的な支援の方針と内容を周知している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援を担う組織として、「学修支援センター」「国際交流センター」「キャリアセンター」、保健室、学生相談室などが設置され、それぞれが事務部門と連携している。また、クラス・アドバイザー制度を設け、学生支援の総合的な相談窓口となっており、各組織及び事務部門と連携を図っている。

学修支援については、「学修支援センター」が正課授業の学びを側面から支援するための、リメディアル教育やスタディ・スキルの修得支援などを行っている。また、同センターはクラス・アドバイザーを補完する役割も担い、学生相談部門の学生相談室において学修相談や適応支援などに対応している。さらに、各学科の学科長、専攻主任、アドバイザー、教学委員等からなる進級指導検討会では、「進級指導システム」に則り、成績不振の学生に対する指導を行っている。

学生に対する経済的支援については、学内外の各種の給付型、貸与型の各種の奨学金制度、大学独自の学生生徒等納付金の減免制度等を用意し、学生が学業に専念できる環境の整備に努めている。

障がいのある学生や特別の配慮が必要な学生に対しては、支援に対する基本方針を策定し、「特別な配慮を必要とする学生への支援に関する協議会」のもとにその対応方法について協議を行っている。また、対応方法については学外の専門家の支援も受けている。

留学生に対する支援は「国際交流センター」が中心となり行っている。留学生派遣については、入学時ガイダンスや年2回の説明会を実施しているほか、海外留学保険の提供や留学生危機管理サービスの利用を導入した危機管理体制を整備している。独立行政法人日本学生支援機構の「海外留学支援制度」にも採択され、経済的な支援も行っている。留学生の受け入れについては、年2回の留学生エクスカージョンを実施しており、その他に交流イベントなどを実施し、在学生や地域住民と交流する機会を設けている。また、受入留学生全員に食事付学生寮を提供し大学から支援金を提供するなど、経済的支援も行っている。

学生生活支援については、学生からの相談内容に応じて、クラス・アドバイザーほか、学生課や保健室等の部署が対応している。心理的な悩み等については学生相

談室及び保健室がその中心として担っている。学生相談室ではカウンセラーが相談に応じ、広報誌の発行、イベントの開催などを行っている。

ハラスメント防止・対策については「ハラスメント防止・対策規程」「ハラスメント防止・対策委員会規程」を整備し、取り組んでいる。委員会の委員の他に相談員を配置し、学内への啓発活動や研修会などを行っている。

キャリア形成支援については、「キャリアセンター」（専任スタッフ及びキャリアカウンセラー）がその中心となっている。多様な学科構成であることから、さまざまな進路希望の学生がいることを念頭に、実際の支援においては、「（１）専任スタッフによる専門職支援に特化した支援（学科担当制）、（２）徹底した個別指導による支援、（３）学生が相談したい時に相談できる、リアルタイムな支援」の３つを軸に定め支援体制を構築している。「キャリアセンター」では、就職希望の学生に対する相談業務、情報提供業務を担い、ガイドブックの発行や定期的なガイダンスの開催などを行い、きめ細かな支援を行っている。

また、正課外活動については、教学委員会と学生課が連携して支援し、ボランティア活動については、「仙台白百合女子大学ボランティア基本方針」を策定し、ボランティア運営委員会が設置した「ボランティア情報センター」がその活動を担っている。

以上のことから、学生支援について、各種の組織及び委員会により体制が整備され、また、修学支援、生活支援、進路支援のそれぞれの方針に則って適切に支援を実施している。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性に関して、毎年、教学委員会等の学生支援を担う各部署においては、部署別年次目標を定め、中間報告、年度末報告（自己評価書）を「自己点検・評価委員会」に提出している。2019（令和元）年度からは、「内部質保証に関する今年度の重点事項について」にも学生支援の体制整備が重点事項とされている。

以上のことから、学生支援の適切性についての点検・評価及び改善活動に向けた取り組みは適切に実施している。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境の整備に関する方針は明文化していないが、2019（平成 31）年 2月に「教育・研究環境整備委員会」により「仙台白百合女子大学施設・整備にか

かる中期目標・計画」が策定された。さらに、2019（令和元）年9月に大学全体の「中期目標・計画」を策定する際に「施設・設備」の項目を設け、「学生・教職員はもとより地域住民や障害のある人も円滑に利用できるよう、安全で良好なキャンパス環境を整えて教育・研究設備を充実させる」「施設の有効利用、施設マネジメントを充実させる」という中期目標を定めている。

これらの中期目標・計画については、教授会・職員全体会において教職員に周知するとともにホームページにおいて社会に公表している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準に定める必要面積を十分に満たす校地及び校舎を有しており、また、講義室・演習室のほか、教育・研究の目的に応じた実習・実験室・「視聴覚センター」、運動場・体育館等を適切に整備している。

また、施設・設備の安全・衛生等に関しては、管理課が関係部署と連携をとりながら、日常的な管理や法定点検、整備、検査を実施している。

学内のICT環境としては、学内ネットワークやコンピュータ演習室を整備するほか、学内無線LAN環境等の学内情報インフラ環境の整備を行っている。

情報セキュリティに関しては、「情報システム運用規程」及び教職員向けの「ソーシャルメディア利用管理規程」を定め、情報システムの安定的な稼働と安全性に配慮している。学生向けの倫理基準に類したものはないが、「ソーシャルメディア利用管理規程」には、ソーシャルメディアの使用・利用に関し、教職員が学生に対して随時注意喚起を促すことに努めるよう規定している。

なお、キャンパスは、高台にある眺望の良さを生かし、天への回廊、ルルドの泉、聖パウロ像、マリア像等多くのモニュメントを配置して宗教的・芸術的雰囲気とともに親しみやすく自由な空間を演出している。

以上のように、教育研究上必要な校地・校舎及び施設・設備については適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館は、学習・教育・研究の3つの領域を視座として、偏りのないよう配慮しつつ必要な図書及び学術雑誌の収集を行うほか、特色あるコレクションの整備にも努めている。

また、国内大学図書館との図書館間相互貸借サービスを通じて相互利用を図るとともに国立情報学研究所が提供する論文データベース・サービスを利用しているほか、学都仙台コンソーシアム、カトリック大学図書館協議会など他図書館との

ネットワークへの加盟等により、学生及び教職員の資料情報入手への便宜を図っている。

図書館は司書有資格者の職員が終日利用者の対応にあたる体制がとられており、職員は図書の情報管理、情報サービス閲覧等の業務のほか、1年次学生向けのデータベース講習会の開催等も担当している。

また、学生代表と教職員による「よりよい図書館をつくる懇談会」の開催、「学生選書ツアー」「入館ポイントカード」の発行などの取組みを通じて、図書館利用の促進を図っている。

以上のように、図書館、学術情報サービス提供の体制は適切に取り組まれている。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考えは、「中期目標・計画」の「研究活動」において、「それぞれの専門分野の研究レベルを深化・向上させつつ、本学の建学の精神・理念、教育目的に基づき、それを女性人材の育成教育へと活用・集約していくこと」と示している。

この考えに基づき、教員に対する研究費は、2017（平成29）年度以降、大学の財政状況悪化に伴い減額されたものの、科学研究費補助金の申請者に対しては増額の措置をとるなどの工夫をしているほか、学長裁量により、審査のうえで採択者に教育改革予算を配分し、研究の促進に繋げている。また、「教員特別研修規程」により、半年から1年間の研修期間を提供する制度を設け、教員の研究レベルの深化・向上に配慮している。

全ての教員に個室の研究室を提供して研究活動の環境を整えるとともに、「学科研究室」を整備し学科ごとに事務業務担当、授業準備補助担当の専任職員を配置することにより、教育研究活動のための時間の確保に努めている。

以上のように、教育研究活動を支援する環境や条件については適切に整備している。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

教職員の研究倫理については、「倫理規程」「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査についての申し合わせ」等を定めるとともに、毎年定期的に教職員全員参加による研究活動の不正防止等に関する研修会を実施している。

また、公的研究費に関わる研究活動上の不正防止やコンプライアンス教育については、「大学公的研究費の取扱いに関する規程」「公的研究費等の使用に関する申し合わせ」等に研修受講の義務化を規定し実施しているほか、「公的研究費に係る研究活動における不正防止に関する規程」「公的研究費等の使用に関する行動規範」

「公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針」及び「公的研究費等の不正防止計画」を整備している。

また、学生に対する研究倫理教育としては、『学生便覧』に「学生に求められる研究倫理」を掲載し、新学期のオリエンテーション時に教育・研究推進委員会委員の教員がこれに基づいて口頭で説明を行っている。

以上のように、教職員の研究倫理を遵守した研究の推進については適切な対応をしている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境については、学長を委員長とする「教育・研究環境整備委員会」において整備計画が行われている。2019（令和元）年度には「仙台白百合女子大学施設・整備にかかる中期目標・計画」を策定し、さらに大学全体の「中期目標・計画」に「施設・設備」の項目を設け、中期的な教育研究等環境整備の基準となる方針を定めている。

これらの目標・計画は定められて間もないため、これを基準とした点検・評価の実績はまだ蓄積されていないが、2019（令和元）年度においては、内部質保証の推進組織である「学科長会」の検討を踏まえて学長が取り組むべき年度の重点事項を決定するなかで、「教育・研究環境推進委員会」に「ラーニングコモンズ構想検討ワーキンググループ」を設置し、全学的視点からの学生の学習支援スペースの充実に向けた整備の検討に着手している。

教育研究等環境の適切性について、今後も定期的に点検・評価及びそれに基づく改善・向上の取組みを着実に実施していくことが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「大学運営の基本方針等」のなかで「社会連携・地域貢献の方針」を定めている。この方針は、大学の地域性や各学科の特色あるシーズを考慮して、「地域連携・地域貢献」「国際連携・国際貢献」「産学連携」の3項目について定めている。例えば「地域連携・地域貢献」については「本学の人的・物的・知的資源を活用し、泉区周辺地域の諸団体及び行政、仙台市・宮城県等の地方自治体との連携・協働を推進し、地域の活性化ならびに知的・文化的活動の発展に寄与することを推進していく。また、地域参加により、実践的・問題解決型教育、研究の一層の充実を図る」ことを方針としている。社会連携・地域貢献の方針は、学内においては協議会、教授会

及び職員全体会で周知するとともに、ホームページに掲載して地域・社会に公開している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会連携・社会貢献活動については、「地域貢献研究センター」を中心に、地元自治体との連携、公開講座等の産官民学連携事業の実施や生涯学習の機会提供等に取り組み、多くの実績を上げてきている。例えば、仙台市泉区の高齢者及び幼児を対象とする福祉の向上をはかった活動や地元食品取扱企業との共同事業等、大学の知的成果を社会に還元する機会にもなっている。一方、学生ボランティアによる社会貢献については、ボランティア活動を建学の理念に基づく教育活動として位置づけ、「ボランティア運営委員会規程」を定めて学生の積極的な参加を促している。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

図書館及び「地域貢献研究センター」が自己点検・評価として、部署別年次目標・評価書を作成し、自己点検と評価、次年度の目標設定を行っている。学長は、それについて大学の「自己点検・評価委員会」の意見を聴取し、学長が必要と判断した意見・要望等の指示があり、それに基づいた次年度目標の修正を図っている。加えて、2019（令和元）年度からは、内部質保証システムに基づき、「学科長会」の意見を参考に学長が指示を行う体制も加わり、社会連携・社会貢献活動の改善と向上に努めている。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

大学運営に関する方針については、2019（令和元）年度に学長制定として「大学運営の基本方針等」を定めホームページで公表している。「大学運営の基本方針等」は、運営体制、事務組織、財務運営、法人及び法人内学校との連携の4つの項目からなり、特に運営体制について、「教学の最終意思決定は学長にあること」「各組織と委員会は連携し学長を支えること」「内部質保証の全学的推進は内部質保証推進システムが担うこと」を明確化している。また、「中期目標・計画」に「VII. 運営体制の改善」として、大学運営組織の機動性と役割の見直しを含めた執行体制の改

善を目標として掲げている。

以上のことにより、中期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針の明示については、適切である。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関わる組織としては、学長のもとにその諮問事項を担う協議会を置き、4学科の運営のための「学科長会」、そして意見聴取機関としての教授会を設置している。これらの組織の役割は学則及び組織運営規程に定めている。その他として、学長のもとに10の委員会、教授会のもとに4つの委員会が置かれている。なお、学部長は学長を補佐し、学部を代表する役割となっている。

法人の最高意思決定機関は理事会であるが、学長は理事の一員として理事会に出席している。理事としての学長は学校業務に関する事項の一部を理事長から委任されており、学長の権限は規程上で明確化されている。

また、2015（平成27）年度の学校教育法改正に伴い、学則及び各種の規程を改定し、学部長等の執行責任者の任命、教員採用の最終決定、予算確保や運営執行の最終権限は学長に帰属することとした。

以上のことにより、大学運営についての組織を整備し、適切な権限等について規程に明示しており、それに基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、「予算について」（2019.3.31 学長裁定）の文書に基づいて、予算案の作成を行っている。また、その基本方針については、「予算案作成の基本方針」に則ることとしている。

各部局からの予算申請書類を積み上げて作成しているが、施設設備関係については「教育・研究環境整備委員会」において調整を図ったうえで、予算に反映している。大学としての予算は、学長承認の後、法人本部に提出し、理事会承認を経て決定している。

大学としての予算が確定した後、各部局の予算額を予算会議での協議において、確定している。

予算執行については、大学全体の予算消化率及び収支計算書により確認している。

また、大学単独での財務諸表については、学内広報誌である『リス・ブラン』に毎年度掲載しており、同誌はホームページにも掲載している。

以上のことにより、予算編成及びその執行については、適切に行われている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学運営に必要な事務組織については、「運営組織規程」によりその組織を、「事務分掌規程」によりその業務内容を、それぞれ定めている。近年においては、キャリア支援課を「キャリアセンター」に名称変更することや、「学修支援センター」の設置など、新たな業務への対応の為に組織改編を行っている。ただし、キャリア支援課は2017（平成29）年度に「キャリアセンター」に名称変更しているが、事務分掌規程においてそれが反映されておらず、対応が望まれる。

職員の採用については、抑制する方針であったが、近年は多様化、高度化する高等教育への対応として、定期的な採用に転換しつつある。

また、2019（令和元）年度に「事務職員の人事評価システム」を策定し、試行実施している。

大学運営における教職協働に向け、各種の委員会において事務局職員が構成メンバーとなって参加している。

以上のことにより、大学運営に必要な事務組織を設けており、その事務組織は概ね適切に機能している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

2010（平成22）年度よりハラスメント研修や研究倫理・公的研究費不正使用防止等を取り扱う全教職員参加型「教職員合同研修会」を毎年度1回以上開催している。

また、事務職員を対象としたスタッフ・ディベロップメント活動は、2018（平成30）年に策定した「事務職員の人材育成プラン」に基づいて実施されており、2019（令和元）年度は「職員勉強会」等の研修を複数回実施している。また、業務遂行上のスキルアップとともに、他の大学職員との交流により自らの立ち位置を自覚することを期待し、学外研修の受講も積極的に進めている。

以上のことにより、事務職員及び教員の意欲及び資質向上を図るための方策が講じられている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営については、自己点検・評価に加え、内部質保証の側面から、目標の達成に向けて、俯瞰的、自主的・自立的に改善していくとのことであるが、事務組織のあり方等を含む大学運営に関する点検・評価について、各組織を包括的に点検・評価する組織が必ずしも明確化しているとはいえず、内部質保証体制の今後の整

備とともに取り組むことが望まれる。

10 大学運営・財務

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2026（令和8）年度までの施設設備計画や、2023（令和5）年度までの財務を含む教育研究に係る中期目標・計画を策定し、2016（平成28）年度から2026（令和8）年度までの収支計算書による財務シミュレーションを行っている。しかし、現状では財務関係比率の全国平均等の比較による状況確認は行っているものの、具体的な数値を含む到達目標を設定していないことから、今後は、収支改善に向けた具体的な計画や数値目標を含む中・長期財政計画の策定と実行が望まれる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、法人全体は「文他複数学部を設置する私立大学」、大学部門は「人文学部を設置する私立大学」の平均と比べてともに、人件費比率が高く推移しているほか、事業活動収支差額比率（消費収支差額比率）もマイナスの状況が続いている。特に、大学部門においては、人件費の抑制策を実施し、厳しい状況にある入学者確保についても2018（平成30）年度から改善が見られるが、事業活動収支差額比率（消費収支差額比率）は悪化傾向にある。「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持しているものの、上記の事業活動収支計算書関係比率の状況を踏まえると、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤は十分とはいえない。今後は、当該大学の収支改善に向けた具体的な計画や到達目標を含む中・長期財政計画を策定し、着実に実行して財政状況を改善することが求められる。

外部資金については、「教育・研究推進委員会」が中心となり、科学研究費補助金を申請すると研究費を増額する支援を行い、申請・採択件数が増加傾向にあるほか、「私学補助金申請タスクフォース」を組織し、私立大学等改革総合支援事業補助金の獲得に向けて学内の取組みを見直し、各補助項目の要件を満たすよう改善している。また、中期計画では施設の貸出し、寄付金による資金確保も計画しており、今後の取組みが成果につながることを期待したい。

以上

仙台白百合女子大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	シャルトル聖パウロ修道女会ホームページ 霊性 学校法人白百合学園ホームページ 教育理念 【学内規程】学則 学校法人白百合学園 パンフレット (2019年度版) 【法人規程】 寄付行為 仙台白百合女子大学 学生便覧2019 仙台白百合女子大学 大学案内 (2020年度版) キリシト教ハンドブック (仙台白百合女子大学) 仙台白百合女子大学<カトリック教育の展開> 仙台白百合女子大学 学生募集要項 (2020年度版) 保護者のためのガイドブック (2019年度版) カトリック研究所論集(第23号) (表紙・目次のみ抜粋) 2019年パウロ館(旧泉修道院)クリスマスミサのご案内 ホームページ 大学案内 本学の理念・精神 理事会資料 学科再編 仙台白百合女子大学内部質保証システムについて 仙台白百合女子大学施設・整備に係る中期目標・計画について 仙台白百合女子大学中期目標・計画	○ ○ ○	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11 1-12 1-13 1-14 1-15 1-16 1-17 1-18
2 内部質保証	【学内規程】自己点検・評価委員会規程 教学改革プロジェクト報告書 入試戦略プロジェクト報告書 2018年9月職員全体会議事録 学内専用サイトの部署別共有フォルダ 規程集 目次 ホームページ 情報公開 2019年度「部署別 年次目標・評価書」【年度末実施状況】【自己評価・課題】 および2020年度「部署別 年次目標・評価書」【年次目標・方途】作成の お願いと記入方法 内部質保証システムの概念図 【学内規程】教育・研究推進委員会規程 2019年度(第1回)教育・研究推進委員会 議事録 仙台白百合女子大学「大学運営の基本方針等」 内部質保証に関する今年度の重点事項について 重点事項に対する報告書 2019年12月、2020年1月、2020年2月 学科長会 議事録 中期目標・計画の改定について 後援会規約 【学内規程】大学外部評価委員会に関する申し合わせ 2018(平成30)年度の外部評価委員会の意見と意見に基づく実施事項 学生会からの要望とその対応 貴大学の【改善報告書】の検討結果について(通知) 教授数の推移(今後の予定を含む。) 選考委員会の設置状況 学校訪問と入学者数の対比(理事会資料) 定員の推移と入学者の推移 学科別充足率(2019.5.1) ホームページ 大学基準協会 No. 75 学報リス・プラン 【法人規程】情報公開規程 仙台白百合女子大学 アセスメントポリシー 2019年8月 学科長会 議事録	○ ○	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16 2-17 2-18 2-19 2-20 2-21 2-22 2-23 2-24 2-25 2-26 2-27 2-28 2-29 2-30
3 教育研究組織	大学ホームページ 学部大学案内 【学内規程】図書館規程 【学内規程】カトリック研究所規約	○	3-1 3-2 3-3

	<p>【学内規程】人間発達研究センター規程 【学内規程】国際交流センター規程 【学内規程】学修支援センター規程 【学内規程】地域貢献研究センター運用規程 【学内規程】教職課程研究センター規程 【学内規程】運営組織規程 別図「運営組織図」 大学ホームページ 図書館 図書館利用案内 大学ホームページ カトリック研究所 カトリック研究所利用の手引き 大学ホームページ 人間発達研究センター 大学ホームページ 国際交流センター 大学ホームページ 学修支援センター 学修支援センター利用案内 大学ホームページ 地域貢献研究センター カリタスの丘リーフレット カリタスの丘での教職介護等体験について 【学内規程】運営組織規程 【学内規程】人事計画委員会規程 人事スケジュール 2019教員業績書(本学様式)の更新について(お願い) 学科再編会議報告書 平成23年度第6回[定例]理事会議事録(抜粋) 仙台白百合女子大学学科再編計画について(理事会資料) 平成29年度第6回[定例]理事会議事録(抜粋) 心理福祉の改革(学科会資料) 平成30年度第4回[定例]理事会議事録(抜粋)</p>	○	3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12 3-13 3-14 3-15 3-16 3-17 3-18 3-19 3-20 3-21 3-22 3-23 3-24 3-25 3-26 3-27 3-28 3-29 3-30
4 教育課程・ 学習成果	<p>2019年度教育課程(カリキュラム) 大学ホームページ 人間学部 共通科目 【学内規程】履修方法及び単位認定等に関する規程 2019年度シラバスの作成 仙台白百合女子大学ポータル「ゆりっほ」操作マニュアル(簡易版) 教員編 グローバル化に関する科目受講者数 学修支援センター チラシ 履修相談 シラバス 共通基礎演習 シラバス(詳細版)様式例 2019年度前期分の授業実践・改善シートの提出について 【学内規程】異議申し出の手続きに関する申し合わせ PROGテスト実施要項 仙台白百合女子大学国家試験合格率 IR推進委員会報告書 教職員合同研修会次第(2015~2019) 2019年度教員活動自己評価制度の実施に伴う「2019年度活動計画書」及び「2018年度活動自己評価書」の記入について 2018年度活動自己評価書のまとめ(自己点検・評価委員会)</p>	○	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15 4-16 4-17
5 学生の受け 入れ	<p>面接担当者用 2020年度入学試験面接評価表 2020年度 一般入学試験科目作題者一覧 2020年度 一般入試(A・B日程)問題作成・チェック要領 2020年度 小論文問題作成・チェック要領 【学内規程】入学試験実施に関する申し合わせ 【学内規程】入試広報委員会規程 2020年度 一般入学試験A日程本学会場実施要項 入学者選抜の概要 募集人員 2020(HPコピー) 2020年度A0入学試験【II期】監督者心得(口頭指示事項を含む。) 2020年度A0入学試験(I期)実施要領 重点事項実施報告書(入試広報部)</p>		5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11
6 教員・教員 組織	<p>【学内規程】就業規則 本学における望ましい教員像 2015(平成27)年度4月 教授会議事録 【学内規程】教員選考基準 【学内規程】給与規程 【学内規程】教員人事選考規程</p>		6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6

10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	仙台白百合女子大学の運営組織 【法人規程】学長・校長・幼稚園長の選考に関する規程 【法人規程】寄付行為施行細則 【法人規程】学部長任命にあたっての申し合わせ 学内規程集目次（Ⅰ・Ⅱ） 2019年10月職員全体会議事録 2019年度前期授業評価の実施概要 【学内規程】危機管理規程 災害備蓄一覧2019 防災ベンチ整備工事(稟議書) 令和元年度収支予算書 予算会議議事録等 【法人規程】監事監査規程 平成30年度期末監査日程及び消費税区分の見直しについて 等 【学内規程】事務分掌規程 経営企画プロジェクトの設置について 2019年度 委員会一覧 学内専用サイト（トップ画面コピー） 2019年12月職員全体会議事録 2020年度仙台白百合女子大学専任事務職員募集（新卒者）実施要項 新規採用職員に対するメンター制度の実施について 事務職員の人事評価システム 2019年度 スポーツ大会 仙台白百合女子大学 事務職員の人材育成プランについて 研修派遣一覧(2018年度～2019年度) 自己啓発支援について 事務職員の自己啓発支援の採否について 勉強会の実施について 平成30年度事業報告書 上記以外での提出必修資料 平成26年度 監事監査報告書 平成27年度 監事監査報告書 平成28年度 監事監査報告書 平成29年度 監事監査報告書 平成30年度 監事監査報告書 令和元年度 監事監査報告書 平成26年度 監査法人監査報告書 平成27年度 監査法人監査報告書 平成28年度 監査法人監査報告書 平成29年度 監査法人監査報告書 平成30年度 監査法人監査報告書 令和元年度 監査法人監査報告書 【学内規程】教授会規程		10-(1)-1 10-(1)-2 10-(1)-3 10-(1)-4 10-(1)-5 10-(1)-6 10-(1)-7 10-(1)-8 10-(1)-9 10-(1)-10 10-(1)-11 10-(1)-12 10-(1)-13 10-(1)-14 10-(1)-15 10-(1)-16 10-(1)-17 10-(1)-18 10-(1)-19 10-(1)-20 10-(1)-21 10-(1)-22 10-(1)-23 10-(1)-24 10-(1)-25 10-(1)-26 10-(1)-27 10-(1)-28 10-(1)-29 10-(1)-30 10-(1)-31 10-(1)-32 10-(1)-33 10-(1)-34 10-(1)-35 10-(1)-36 10-(1)-37 10-(1)-38 10-(1)-39 10-(1)-40 10-(1)-41 10-(1)-42
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	財務シミュレーション（収支計算表） 資金収支計算書4ヶ年推移・消費収支計算書4ヶ年推移 借入金返済計画 2019年度 私学補助金申請タスクフォース会議（第1回）議事録 寄付金の募集について 上記以外での提出必修資料 平成26年度 財務計算書類(大学) 平成27年度 財務計算書類(大学) 平成28年度 財務計算書類(大学) 平成29年度 財務計算書類(大学) 平成30年度 財務計算書類(大学) 令和元年度 財務計算書類(大学) 平成26年度 財務計算書類(法人) 平成27年度 財務計算書類(法人) 平成28年度 財務計算書類(法人) 平成29年度 財務計算書類(法人) 平成30年度 財務計算書類(法人) 令和元年度 財務計算書類(法人) 5か年連続財務計算書類（様式7） 平成26年度 財産目録（法人） 平成27年度 財産目録（法人）		10-(2)-1 10-(2)-2 10-(2)-3 10-(2)-4 10-(2)-5 10-(2)-6 10-(2)-7 10-(2)-8 10-(2)-9 10-(2)-10 10-(2)-11 10-(2)-12 10-(2)-13 10-(2)-14 10-(2)-15 10-(2)-16 10-(2)-17 10-(2)-18 10-(2)-19 10-(2)-20

	平成28年度 財産目録 (法人) 平成29年度 財産目録 (法人) 平成30年度 財産目録 (法人) 令和元年度 財産目録 (法人)		10-(2)-21 10-(2)-22 10-(2)-23 10-(2)-24
その他	履修方法及び単位認定等に関する規程 第4条別表 I 専任教員の基準についての根拠資料 (2017年7月10日付けメール) 2019年度シラバス公開用 (心理学概論、調理学実験、幼児教育基礎演習A、キリスト 教学 I A) FD・SD研修会参加率 学生の履修登録状況 (過去3年間) 基礎データ (表1) 〈教員組織:2018 (平成30) 年5月1日現在〉 大学設置基準上必要となる専任教員数 〈20202018 (平成30) 年5月1日現在〉 基礎データ (表1) 〈教員組織:2020 (令和2) 年5月1日現在〉 大学設置基準上必要となる専任教員数 〈2020 (令和2) 年5月1日現在〉 基礎データ (表2) 学生 2020年5月1日現在 教員の不足に関する質問事項への回答		

仙台白百合女子大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	内部質保証システム概念図②【ウェブ】 2020年度部署別年次目標・評価書（年次目標） 「今年度の重点事項」にかかる実施報告書 仙台白百合女子大学内部質保証システムについて 内部質保証に関する今年度の重点事項について	○	実地1-1 実地1-2 実地1-3 資料1-16 資料2-12
2 内部質保証	2017年度第2回自己点検・評価委員会議事録 2018年度第1回人事計画委員会議事録 2019年度第1回人事計画委員会議事録 【学内規程】自己点検・評価委員会規程 仙台白百合女子大学「大学運営の基本方針等」		実地2-1 実地2-2 実地2-3 資料2-1 資料2-11
4 教育課程・学習成果	学習計画 2019年度版「学習計画」記入の仕方 2018年度第2回、第4回、第5回、第6回、第7回、第9回、第10回、第11回、第12回教学委員会議事録 2019年度第4回教学委員会議事録 共通基礎演習について 2019. 8. 28教学委員会資料 2019年度 前期授業評価アンケートの実施概要 シラバス第三者チェックについて 2019年度入学生 英語実力試験結果 GS学科2019年度 1年 成績及びクラス分け GS学科2019年度 2年 成績及びクラス分け 卒業判定学科会用資料 成績一覧表 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、管理栄養士（受験者数と合格者数） 2019年度心理福祉学科国家試験対策について 2019年度健康栄養学科管理栄養士国家試験対策について 2019年度管理栄養士国家試験対策模擬試験日程 管理栄養士国家試験対策夏期講座のお知らせ 管理栄養士国家試験2月直前対策 2019年度前期・後期授業実践改善シート提出リスト 2019年度前期分の授業実践・改善シートの提出について 2019年度後期分の授業実践・改善シートの提出について 授業実践・改善シート（2019年度前期） 2020年度活動計画書・2019年度活動自己評価書提出リスト 2020年度教員活動自己評価制度の実施に伴う2020年度活動計画書および2019年度活動自己評価書の記入について（依頼） 2019年度活動自己評価書のまとめ 2020年度共通科目WGメモ WG会議資料 仙台白百合女子大学 学生便覧2019 仙台白百合女子大学 大学案内（2020年度版） 保護者のためのガイドブック（2019年度版） 【学内規程】教育・研究推進委員会規程 【学内規程】運営組織規程 別図「運営組織図」 【学内規程】運営組織規程 2019年度教育課程（カリキュラム） シラバス 共通基礎演習 【学内規程】教学委員会規程		実地4-1 実地4-2 実地4-3 実地4-4 実地4-5 実地4-6 実地4-7 実地4-8 実地4-9 実地4-10 実地4-11 実地4-12 実地4-13 実地4-14 実地4-15 実地4-16 実地4-17 実地4-18 実地4-19 実地4-20 実地4-21 実地4-22 実地4-23 実地4-24 実地4-25 実地4-26 実地4-27 資料1-6 資料1-7 資料1-11 資料2-9 資料3-9 資料3-21 資料4-1 資料4-8 資料7-1
5 学生の受け入れ	2020年度 将来構想委員会 中間報告書 人間発達学科再建プロジェクト計画シート 人間発達学科再建プロジェクト計画シート（補足説明） 人間発達学科取り組み参考資料 2020年度入試広報課の取組 2020年度第3回オープンキャンパスのアンケート集計結果 2016～2020年度入学試験結果一覧 【学内規程】入学試験実施に関する申し合わせ 【学内規程】入試広報委員会規程		実地5-1 実地5-2 実地5-3 実地5-4 実地5-5 実地5-6 実地5-7 資料5-5 資料5-6
6 教員・教員組織	2020年9月1日現在の教授数・教員数 【学内規程】特任教員の任用規程施行細則 【学内規程】特任教員の再任に関する申し合わせ 【学内規程】「特任教員の任用規程」第2条2号に該当する特任教員の選考基準に関する申し合わせ 教務課における今年度の担当教員のコマ数一覧 教科研究費について 教科研究費—使用に関する説明書き— 【学内規程】教科研究費規程 指定保育士養成施設設定員変更計画書（2020年度） 保育士資格取得のための開講科目		実地6-1 実地6-2 実地6-3 実地6-4 実地6-5 実地6-6 実地6-7 実地6-8 実地6-9 実地6-10

	<p>2020年度 管理栄養士 科目・担当教員及び主たる担当教員一覧 課程認定上の配置（幼・小） 教員の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表（幼） 教員の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表（小） 教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表（小） 人間発達学科教員（国語教育分野）公募 人間発達学科特任教員（教育相談・特別支援教育）公募 【学内規程】人事計画委員会規程 【学内規程】就業規則 【学内規程】教員選考基準 【学内規程】教員選考基準の運用に関する申し合わせ 【学内規程】特任教員の任用規程 2018（平成30）年度 人事計画委員会議事録 抜粋</p>		<p>実地6-11 実地6-12 実地6-13 実地6-14 実地6-15 実地6-16 実地6-17 資料3-22 資料6-1 資料6-4 資料6-8 資料6-9 資料6-12</p>
7 学生支援	<p>2019年度仙台白百合女子大学後援会総会資料 2019年度仙台白百合女子大学後援会勉学奨励補助申込手続きについて 2019年度仙台白百合女子大学勉学奨励補助の補助金額 2019年度仙台白百合女子大学後援会援助費および学修支援センター援助費について 健康栄養4年生2019年度管理栄養士国家試験対策講座 学修支援センター報 第6号（2019年度） 2019年度進級指導システム基準一覧 人間発達学科2019年度3月学科会議事録 心理福祉学科2019年度2月、3月定例学科会議事録 健康栄養学科2019年度3月学科会議事要録 グローバル・スタディーズ学科2019年度3月学科会報告 2019年度就職に関する保護者懇談会 2019年度キャリアセンターガイダンス 2019年度第1回キャリアセンター会議事録 2019年度部署別年次目標・評価書 仙台白百合女子大学中期目標・計画 内部質保証に関する今年度の重点事項について</p>		<p>実地7-1 実地7-2 実地7-3 実地7-4 実地7-5 実地7-6 実地7-7 実地7-8 実地7-9 実地7-10 実地7-11 実地7-12 実地7-13 実地7-14 実地7-15 資料1-18 資料2-12</p>
8 教育研究等環境	<p>2019年度第4回、第5回学科長会議事録 2019年度第5回、第8回、第10回協議会議事録 選書ツアーで購入した図書 図書館の利用環境改善への取り組みについて【ウェブ】 めざせ★図書館クイズ王 入館者数 「よりよい図書館をつくるための懇談会」記録 学生に求められる研究倫理—研究活動への取り組みやレポート・卒論を書くときの心得— 全学的ラーニングコモンズ構想の検討について</p>	○	<p>実地8-1 実地8-2 実地8-3 実地8-4 実地8-5 実地8-6 実地8-7 実地8-8 実地8-9</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>社会連携・地域貢献に関する方針 社会連携・社会貢献「奉仕の精神」 地域貢献研究センター活動【ウェブ】 学都仙台コンソーシアムキャンパス公開講座 実施講座教 協定・覚書リスト 企業との連携による高速道路限定スイーツの共同開発 河北新報社 連携協定に関する基本合意 NIE教育 2020年6月図書・地域貢献研究委員会議事録 富谷市との連携・協力に関する協定</p>	○	<p>実地9-1 実地9-2 実地9-3 実地9-4 実地9-5 実地9-6 実地9-7 実地9-8 資料9-25</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>2018年度予算について（2018.3.14教授会資料） 経費使用申請書（申請年月日2020年2月26日） 2019年度 教育費・経費予算申請書（管理課） 2020年度仙台白百合女子大学教職員合同研修会 IR推進委員会報告書【ウェブ】</p>	○	<p>実地10-(1)-1 実地10-(1)-2 実地10-(1)-3 実地10-(1)-4 資料4-14</p>
その他	<p>実地調査追加質問回答 2020.10.9 教務課における今年度の担当教員のコマ数一覧（修正版） 2019年度部署別年次目標・評価書（キャリアセンター） 2019年度後期 授業実践・改善シート（修正版） 「基準4質問⑩」に関する実地調査追加質問回答（2020.10.7） 2019年度CAP計算対象外科目一覧（20201009）</p>		

仙台白百合女子大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
6 教員・教員 組織	就任承諾書（教育相談分野） 人間発達学科 任用人事（教育相談・特別支援教育分野）選考委員会報告 就任承諾書（国語教育分野） 人間発達学科教員（国語教育分野）特別選考委員会 審査結果報告		意見申立6-1 意見申立6-2 意見申立6-3 意見申立6-4